

# 1 障害者手帳について

## 3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。  
精神の疾患があり、精神障害のために日常生活や社会生活に不自由のある方が対象となり、障害の程度によって1級から3級までに区分されます。  
また、交付を受けた後、障害程度に変化があった場合等には、再交付を受けることができます。  
有効期限は2年で、3ヶ月前から継続申請ができます。

手続き	必要なもの
新規申請、更新申請	交付申請書、印鑑、写真(注1)、 指定医師の診断書(注2)(または障害年金証書)
手帳の紛失、破損	手帳(破損のみ)、印鑑、写真(注1)
障害程度の変更	手帳、印鑑、写真(注1)、 指定医師の診断書(注2)(または障害年金証書)、
氏名・住所変更	記載事項変更届、手帳、印鑑
手帳の返還 (死亡、障害の消失・軽減)	手帳
市外転出	転出先の市町村で、必ず手続きして下さい。

(注1)写真は1年以内に写した無帽で上半身のもの(縦4cm×横3cm、1枚)

(注2)診断書は初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの

**【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課 健康福祉センター健康指導グループ 電話 76-4006**